

お知らせ

入院時の食事代の標準負担額について

病院長

入院中の食事代に関して、1 食あたりの標準負担額（自己負担額）は 510 円となっております（指定難病の方については 300 円となります）。なお、住民税非課税世帯の方は、申請にもとづき保険者より交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、病院窓口での負担が【表 1】の通り減額されます。

○【表 1】1 食あたりの標準負担額

対象者	標準負担額（1 食）
一般の方	510 円
指定難病の方	300 円
住民税非課税世帯の方	240 円
住民税非課税世帯の方で過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	190 円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の方	110 円

※1 日の標準負担額は 3 食に相当する額を限度とします

また、療養病床に入院する 65 歳以上の方は、生活療養標準負担額として【表 2】もしくは【表 3】の金額を負担していただきます。

○【表 2】2 階東病棟で回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する場合 （食費については【表 1】に同じ）

対象者	居住費（1 日）
一般の方	370 円
指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者	0 円

※境界層該当者とは：本来の所得区分に基づく負担であれば生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態となる場合に、低い方の基準区分を適用し負担が軽減された方

○【表 3】2 階東病棟で療養病棟入院料を算定する場合

対象者	食費（1 食）	居住費（1 日）
一般の方	510 円	370 円
指定難病患者	300 円	0 円
住民税非課税世帯の方	240 円	370 円
指定難病患者で住民税非課税世帯の方	240 円	0 円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の方	140 円	370 円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の方のうち、指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者	110 円	0 円

※ご不明な点がございましたら、受付までお申し出ください。



社会医療法人秀公会
あづま脳神経外科病院